

「寺院振興金庫貸付申請書」記載の注意事項（寺院後継予定者就学資金）

寺院振興金庫設置規程第4条に基づき、寺院後継者育成のために就学資金を必要とする場合に貸付制度を利用することが出来る。

- 申請者 当該寺院後継者育成をしようとする住職（教会の場合は主管）
- 貸付額 1カ年50万円以下 最長4カ年200万円を限度
- 返済期間 就学期間終了の翌年より10年以内
- 貸付利息 貸付金額に、貸付年度当初の4月1日現在の、日本銀行が定めた公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）に、0.5%を加算した数を乗じた額
- 返済方法 元利均等返済方式＜貸付総額並びに返済年数により算出＞
- 延滞利息 貸付利率に10%を加えて、日割計算による
- 特記事項
 - ①本貸付の対象は、1寺院1名に限る
 - ②大学とは、学校教育法上の大学
 - ③仏教学院とは、中央仏教学院（通信教育部を除く）に限る
 - ④貸付金の利子の利率は貸付開始年度（2年目以降も同様）にて算出、また就学期間中の利子は、元金に組み入れて返済するものとする
- 貸付申請書添付書類
 - ① 申請者の印鑑登録証明書・戸籍謄本・住民票
 - ② 連帯保証書（申請者以外の成人1人以上）
 - ③ その他必要な書類
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票（上記②の署名・押印者のもの）
 - 就学を証明する書類（合格証明書又は在学証明書）
 - 誓約書（申請者）

以 上